

第53回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年8月21日

○太田議長 ただいまから会議を開催したいと思います。本日は大変お暑い中、また大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。ただいまから、第53回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催したいと思います。

それでは、本日の議事と配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず、議事次第を御覧いただきたいと思います。

本日につきましては、計画案文についての検討の第4回目となります。これまで3回の会議を通しまして、重点課題の1から重点課題の5まで、たたき台に基づいて御議論をいただきました。

本日の会議では、計画案文全体の素案について御議論いただきたいと思います。お手元には、重点課題の1から5の素案がございます。それから、最後に重点課題以外の箇所についての資料も御準備しております。これらを3つに分けて、本日は御議論いただきたいと思っております。

配付資料の重点課題の1から5については枝番号が付されております。その枝番号の1となるものはいわゆる総論の部分、枝番号の2が具体的施策の部分となります。

それから、資料6については基本方針、推進体制等の重点課題以外の部分の計画案について、作成しております。

本日は、この会議資料のほかに、議論の参考としていただくため、卓上の配付資料として、前回の会議での御意見を踏まえた検討結果を記載した三段表、それから総論部分についてたたき台からの見え消し、この2つを御準備しております。

先ほど申し上げました会議資料の1から6まで、こちらのものは今回、公表の資料として考えております。それから、今申し上げた三段表については、これまでの会議での三段表と同様に非公表の資料とすることを考えております。

○太田議長 それでは早速、重点課題の第1「損害回復・経済的支援等への取組」、それから重点課題2「精神的・身体的回復・防止への取組」に関する計画案文についての議論をしたいと思います。資料は資料1-1と1-2、それから資料2-1と2-2になります。

議論に先立ちまして、私から皆様にお願いがございます。本日と次回の9月16日の2回で、この計画案文についての議論を終えて、本会議としての成案を得ることを予定しています。そのために、本日中にできるだけこの素案の全体、最後まで一通り御意見を伺いたいと思っております。

形式的な点や細かな表現等、重要なものはありますけども、これについては、これまでの構成員の皆様の御指摘を踏まえて、事務局ないし関係府省庁がたたき台からかなりの修

正を行ってきてているように思われます。

そこで、この場では素案からの議論の終了に向かまして、なるべく我々構成員相互の討議が必要となるような重要なポイントについて、重点的に御発言をいただければと思っております。

それでは、この重点課題第1、それから第2について、御意見のある方については席札を立てて、私から御指名させていただきます。

正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 三段表に基づいて意見を言わせていただきたいと思います。

まず、2ページのところの損害賠償請求制度についてなんですけれども、私の意見のところですけれども、私は、損害賠償命令制度が利用されない原因はおよそ予想ができるということで、4点ほど原因を挙げさせていただきまして、それについて法務省の意見とも一致していたかと思います。

そこで私が求めていたのは、もう原因がほぼ分かっているのであるから、今に至っては周知等の問題ではなくて運用の改善、制度の改善をしていかないと利用は促進されないという意見を申し上げました。

ところが、この三段表を見ると、そのところが明確になっていないので、もう一度やはり運用の改善、それから制度の見直しについての検討を求めたいと思います。

もちろん、この部分については裁判所の管轄の部分であることは承知しておりますけれども、やはり法制度に関する部分ですので、法務省のほうから裁判所に対して強く求めていくということは可能だと思いますので、そこはもう一度検討をいただきたいと思います。

もう一つは、三段表の10ページでございます。これにつきましては、加害者の損害賠償の実現に向けた民事制度についての調査のところで、私からは、損害賠償請求権の履行の確保に対して、附帯決議に基づいて第4次計画で調査をするというふうになっていたが、その調査はどうであったかという御質問をして、その調査が十分でないであれば、第5次計画においてもその調査は継続してやっていただきたいという意見を申し上げたかと思います。

これに対して、三段表を見ておりますと、調査は行われたということで、公益社団法人商事法務研究会の報告書を挙げていただいております。時間がなかったので詳しく見たわけではないですが、さっと目を通したところ、何百ページかにわたる報告書のうち、損害賠償の履行の確保に関する部分は、フィンランドの附帯私訴の部分だけで、1ページもなかったというようなところで、このような状況で、損害賠償請求の履行の確保について諸外国の調査をしたというような状況ではないと思いますので、改めて第5次計画においても、その部分については調査していただきたいと思います。

第5次計画については、損害賠償請求権に関する法制度の実態面についての調査ということを挙げられていますけれども、実体面と執行面というのはやはり別でございますので、執行についてもしっかりと調査をしていただきたいというふうに思います。

それから、あえて付言させていただきますと、商事法務研究会の報告書でフィンランドの附帯私訴について書いておられる先生ですけれども、私が調べたところ、あまり専門的な先生が書かれている、造詣の深い先生が書かれているようなものでもなかつたかというふうに思っています。ですので、もう一度、案文については検討いただきたいというふうに思います。

それから、あともう1点が、三段表の13ページのところですけれども、ここは構成員からの意見を踏まえて全面的な書き直しがなされているということで、この全面的な書き直しに異論はございません。

私が思っていますことは、ここでもなんですけれども、やはりそれぞれの公共団体で、支援について格差がある。住んでいるところによって受けられる支援が違うということは、非常に不平等、不公平が生じますので、やはり、なるべく早く格差のない支援、地方における格差のない支援にしていく必要があると思っています。

そこで、支援の充実・強化ということは、低い支援のところを高めるということで、だんだん格差をなくしていくというような意味が含まれているのかもしれませんけれども、やはり格差のない支援というのは非常に重要ですので、最後のくくりでもいいのですが、「推進し、格差のない支援になるように努める」とか、そういうような文言を記載していただいて、やはり格差のない支援というところに重点を置いていただきたいというふうに思います。

○太田議長 法務省から何かあれば。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 1つ目と2つ目の部分につきまして、少し御説明を追加できる部分があろうかと思いますので、お話をさせていただければと思っております。

まず1つ目の、損害賠償命令制度の部分でございますけれども、この損害賠償命令制度、御指摘のように、施行した後どれだけ使われているのかという部分があるのかなというふうに思っております。

平成25年から26年にかけまして、施行後3年経過時の見直し規定というものに基づいて、もうもう見直しの必要があるのかといった検討をした中で、この損害賠償命令制度の手続も論点とされていたところでございます。

その中では、利用件数が少ないというような御意見はあまりなかつたと把握しております。ちなみにですが、利用件数、当時、平成22年、23年、24年あたりですと、239件、237件、246件と、これぐらいの数値の利用がありました。また近年、令和3年、4年、5年で申し上げますと、それよりは多少増えているというところで344件、281件、282件、こういったような件数での推移にもなってございます。

まさに制度面にも踏み込んだ検討が必要なのではないかという御指摘もいただきつつ、他方で、どういったところを直していくべきなのかというところを考える必要があろうかなというふうに思います。

やはり簡易かつ迅速に損害賠償を実現するということで作られておりますので、それ自体にプラスの部分がある反面、どうしても使いにくくなってしまう部分というのが出てくるのかなというところがありまして、そういった意味での内在的な制約にまつわる部分があるので、「ここをやればどんどん使われるようになる」ということが、なかなか想定しにくいのかなといったところも考えてございます。

被告人の資力の問題ですとか、被害弁償、量刑上も有利になるのでといった部分ですか、先ほどの繰り返しですけれども、4回以内ということなので民事訴訟への移行のケースが出てきてしまうといったところ、そういったところもあるのかなということで、今回は、まずは周知というところを書かせていただいたというのが、こちらの検討結果というところでございます。

しかし、こういうところが検討課題としてあるのではないかという御指摘がもしかしたらあるかもしれませんけれども、そういったところを考えて記載しております。

それから、2つ目の海外の調査の関係でございます。これは商事法務研究会に調査をお願いして、犯罪被害者に対する損害賠償の履行確保についても調査研究の対象にしていただいたというところになってございます。

今、フィンランドのお話をされましたけれども、全体としては、フランス、韓国、フィンランド、イギリス、スウェーデン、ドイツ、アメリカという7か国を対象にしておりまして、それぞれの国について、犯罪被害者の損害賠償請求に関する分析はされてございます。フィンランドがその中ではボリュームが一番少ないかなというところはあるかもしれませんけれども、それぞれ国別に記載はされてございまして、アメリカにつきましても、犯罪被害者の基金を運営していて、そこからの補償が受けられるといったようなことですか、そういったところが、本当に国別に附帯私訴があります、また補償の制度がありますといったところをまとめてはございます。

これで十分かといった御意見がもしかしたらあるのかもしれませんけれども、一応そういった関係、7か国につきましてまとめているといったところでございます。

また、これに加えて、先ほども御指摘いただきましたけれども、実態、法的な部分を含めて引き続き調査していくというところもございますし、また関係府省庁と連携しながら、調査などには尽力していくという考えではございます。

○太田議長 では、警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 地方公共団体の施策の格差があるべきではないというのはそのとおりでございまして、そういう意味でいいますと、総論といいますか、この文章になっている重点課題1の資料1-1の7ページ目の13行目、地方公共団体による各種支援制度というところで、「地域の実情に応じながらも、地域間格差を埋める努力を行う」ということで書かせていただいておりますので、この点については十分留意をしていきたいと思っております。

これに加えて、この1の24の施策の表現を修文すべきではないかという御意見につきま

しては、検討させていただきたいと思います。

○太田議長 ありがとうございました。

正木構成員、お願いします。

○正木構成員 損害賠償命令制度についてですけれども、加害者に資力がないのはどうしようもない原因かと思うのですけれども、やっぱり審理が4回であるというところについては、結局4回では審理ができない、それから、結局異議申立てがなされたりして損害賠償の民事事件になってしまふというところが大きなネックになっていて、ここは改善の余地があるかと思いまして、改善の施策は考えられると思うんです。

例えば、民事訴訟に移行すると印紙代の問題が出てくるので利用されにくいというようなことであれば、そこをどうするかということを検討するとか、いろんな制度の改善について検討の余地があろうかと思うので、その辺りも考えていただければありがたいかなというふうに思います。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、御意見として承っておきたいと思います。

続きまして、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 三段表の7ページのところで、被害弁償についてなんですか、これは、より効果的な働き掛けの方法について検討するといって、本当に効果的な方法を考えていきたいと心から思います。ぜひお願ひいたします。

そして、その一つの方法として、今まで申し上げていなかったのですけれど、先日、篤志面接委員の方とお会いしてお話を伺いました。そうしましたところ、篤志面接委員の方はある程度自由な会話を受刑者とすることができます。そして、素直に話をしてくれる受刑者の方もいらっしゃって、申し訳ないと思わなくては駄目であることや、僅かな金額でもちゃんと弁償していくのだよということを伝えることはとても効果があるのではないかとおっしゃってくださいました。

ただ、この篤志面接委員の方にそういった話をしたのは私が初めてで、今までになかったということです。伺ったところでは、受刑者が刑務所から出所するとき、篤志面接委員の方は受刑者とお話しする機会があって、とても心が和むような雰囲気になるらしいです。その機会に、被害者に対してわびていくことが大事ということをきっちと伝えていただけるように、法務省から働き掛けいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○太田議長 この点について、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今いただいた御意見について、今ここで初めて伺いましたですから、また持ち帰りまして、今のようなお話ができるかどうか、考えたいと思っております。

○太田議長 篤志面接委員には、弁護士の方とかいろんな民間の方がいらっしゃるのですが、おっしゃるような機会を捉えて、損害賠償に向けた指導という形で、そういう働き掛けをしてほしいということですね。

○近藤構成員 そうです。

○太田議長 分かりました。

滝沢構成員、お願ひいたします。

○滝沢構成員 資料の1－1の2ページ以降で個別の法律が引用されておりますが、1ページ12行目の「第一義的責任を負うのは加害者であるが」との部分については、犯罪被害者等基本法の前文にその部分が規定されておりますので、13行目の「が」の後ろに「犯罪被害者等基本法前文」という語句を入れるとよいのではないかと思いました。

○太田議長 次に、田村構成員、お願ひいたします。

○田村構成員 資料1－1の4ページの13行目、14行目ですが、保険金の支払い自体は民間の保険ということだと理解しているんですけど、この支払いの適正化は行政指導でやつていくということでしょうか。少し違和感がありましたので、お尋ねでした。

次に、6ページのところですが、3行目、4行目と、どちらかというと前のページ、5ページ目からの（2）の犯罪被害者等への経済的支援というところです。前段は直接的に様々な支援をすることが書かれていて、後段は住宅や雇用を提供することによって間接支援が実現するということを書かれているもので、内容自体は全然問題なく違和感もないのですが、直接的な事項に対しての支援と、間接的な支援と、ある程度書き分けが必要ではないかと思い、御提案する次第です。

次に、6ページの25行目、26行目のところ「現物給付化」という言葉は、相互扶助の費用の中で、いわゆるサービスで支援するという意味と理解しますが、一般の方も読もうとするところでは「現金給付化」というなじみづらい言葉があり、「サービス」という言葉では駄目なのかなと思いました。

それから、7ページの3・4行目のところで、国外で被災をされた方についてですが、「在外公館等において制度の対象者へ説明」と書いてありますが、直接説明するようになっているのですが、在外公館等を通して説明するのか、在外公館で誰が説明するのかが不明なので、このままでは適切ではないのではないかと思います。

7ページの16行目、17行目辺りに「一般の社会保障等の制度」とあります。これは犯罪被害者の方たち用の社会保障ではなくて、それ以外の社会保障ということを言いたいのだと思うのですが、社会保障の中にも障害をお持ちの方を対象にしたものなどがあり、これを「一般」と言ってよいのかということになりますので、犯罪被害者を対象としたもの以外の社会保障ということであれば、そのように書いていただかないと、一般の方には伝わらないと思いました。

それから、7ページの32行目、33行目辺りで、これは公営住宅の優先入居というところなのですが、定着支援というのは、落ち着いて生活いただくために恒久住宅において生活を定着させようということかと理解しますが、これも言葉としては分かりにくいなと思ったので御検討いただければと思います。

専門外ですので、ほかの分野からの批判を受けない、かつ、国民に分かりやすいという

ところで何点か申し上げました。

○太田議長 今の点で、警察庁、お願ひします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局としてお答えをさせていただきます。

最初の保険の関係に関しましては、例えば金融庁は保険会社に対して監督権限を持っておりますので、それに基づいて支払いの適正化を図っていくということを想定しております。

それをも含めまして、御指摘のいずれの点につきましても、読みづらい、理解しづらいという御指摘だと受け止めさせていただきます。用語として定着しているものもあるように思いますが、関係府省庁と協議をして、検討させていただきたいと思います。

○太田議長 では、修文に際して、これから検討させていただくということにさせていただければと思います。

伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 資料1-1のところです。今いろいろ細かい指摘があったので、私もそれに付け加えてということで、2ページ目ですが、総論のところは、全体にすっきりした形で修文をしていただいてありがとうございました。

細かい点になりますが、2ページの18・19行目のところの最後の書き方で、「各施策を体系立てて考えていく」と。「考えていく」という終わり方でいいのかなというのが引っかかったところです。

それから、次は3ページ目になります。3ページの6行目、犯罪被害者等支援弁護士制度について書かれているところです。「犯罪被害者等が早期の段階から援助を受けられる」とありますが、全ての犯罪被害者等ではないわけですよね。要件が付くわけなので、例えば「一定の犯罪被害者等が援助を受けられることになる」とか、そのように書いた方が正確なかなと思いました。

それから、8ページ目の21行目のところですが、休暇制度の話で、公務員はこういう制度があるので、それを見習って、民間企業もこれから頑張るようにということだと思います。この「公務」という言い方ですが、公務というと仕事というイメージがあるので、こういう言葉の使い方があるのか、すんなり読めなかつたということで、御検討いただけたらと思います。

○太田議長 ありがとうございます。これは修文で御検討いただければと思います。

私から何点かございます。かなり大きな内容になりますけれども、まず1つ目は、総論の4ページから5ページにかけてです。それから、先ほども出ましたけれども、三段表でいいますと7ページになります。すなわち、刑事施設における受刑者による被害者への損害賠償について、法令上、刑務所に収容されているときから、釈放前に作業報奨金の支給を受けて送金することはできるので、そういうことを周知していくということですが、いろいろな刑事施設で話を伺っていると、問題はもっと根っこ深いところにあるように思

っています。被害者の視点を取り入れた教育も含めて、被害者に対する損害賠償についての指導に関して話を伺うと、まだかなりの幹部の人たちは、それは民事の問題なので指導はできませんと言い切られるんです。

私はこの考え方が、幾らこういうことを書いても施策が進まない根本的な原因の一つではないかと思っています。4ページから5ページにかけてもそうですし、各論のところでもそうですけれども、むしろ犯罪者による被害者への損害賠償の支払が更生の一環であるという、そういう認識を職員の人たちに周知するということが必要なのではないかと思っています。それは研修という形になるのかもしれませんけども、こういった職員の人たちの認識を改めることを通じて、さらに具体的な損害賠償の支払において効果的な施策を開発していくと、そういう内容に改めていただければと思っています。

具体的な施策の通し番号で言いますと1-12になります。やはり「働きかけに努める」「働きかけの方法について検討する」ということになっているんです。

もちろん、検討していただくのはいいのですけれども、検討しても先ほどの職員の意識の改善がないと駄目だということもありますし、さらに、もっと具体的に書く必要があるのではないかと思っています。

その次の1-13に、今回表現が消えてしまったんですが、少なくとも保護観察に関しては、既に法令上、生活行動指針として具体的な賠償計画を立てさせて指導をしていくという方向になっているのに、なぜ矯正のほうはそれができないかということを考えると、やはりこの1-12の段階でも、働きかけに努めるだけではなく、働きかけの方法について検討するのではなくて、もっと具体的に、受刑者に被害者に対する賠償計画を立てさせて、その履行に努めるように指導するというような表現に改めていただければなというふうに思っています。

そのことから見ると、逆に1-13で、今回の修文で生活行動指針の改正というのは行われたので、もういいからということなのかもしれませんけど、そういう表現は一切1-13で消えてしまって、どちらかというとむしろ保護観察が終わった後の話が中心になってしまっているように読みます。やはり保護観察中の、保護観察対象者による被害者への損害賠償の履行の指導もまだ道半ばですので、そのところも残しておいた上で、さらにそれが保護観察終了後も続くように指導すると、そういう形に、むしろ前のものと折衷的にしていただくというのがいいのではないかと思っております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今、御指摘いただいたて、職員の意識を高めるという部分は、全般的にそういう意味ではしっかりとやっていかなければならぬことだというふうには認識しております。そういった指導をしっかりとやっていくということは非常に大事だというふうに思っておりますので、また検討させていただきますけれども、効果的な働き掛けのあたりの話は、作業報奨金の部分について、少し特出しで考えられないかということで書いたところがございます。

それとは別に、賠償計画を立ててというお話がありましたけれども、全体的に被害弁償

をちゃんとやってもらうんだというあたりをどう盛り込んでいくか、そこは持ち帰らせていただきまして検討させていただきたいと思います。

○太田議長 ありがとうございます。御検討いただければと思います。

武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 1－1の1ページ、16行目にもあるんですけど、度々「再び平穏な生活を営むために」という言葉が出てくるのですが、私だけかもしれないのですが、何かすごく引っかかっています。

私、平穏な日々というのは一生来ないと思っています。年数がたつごとに、また、違う問題が起きますし、家庭内でも問題は起きていて終わりがないのです。

そんな状況なので「再び平穏な生活を営むために」という言葉を見ると、一生支援をしてもらわないと平穏には生きていけないのではないかと思ってしまいます。でも私は、色々な困難なことがあったとしても、自分の力で生活できるようになるまでの支援がすごく大事だなと思っていて、被害者支援は、自分たちで歩き出すというか、そういうことのための支援だと思っています。これだと一生面倒を見ますよみたいな感じに思ってしまいます。この言葉がすごく気になっています。

もちろん、病気になったり、すごく多くの問題を抱えていて、一生支援がないと生活できない人もいると思いますので、そのための支援は大切です。そうでなければ、やっぱり私は、本来の自分の力が出せるようになってもらいたいと思っているので、この言葉はちょっと考えていただきたいなと思っています。

そう言うと「武さんは強いからよ」と、すぐ言われるんですけど、私はめちゃくちゃ弱いし、お金はないし力もないし、人脈もない、何もないんですけど、こんな私でもここまで生きてこられたのです。

この言葉がずっと引っかかっていました。私だけかもしれないんですけど、一回勇気を出して言ってみました。

○太田議長 これは犯罪被害者等基本法の条文から来ているものではあります。私、あの条文の規定そのものの書きぶりが、そもそも根本的な原因じゃないかと思っているのですが、それは法律の条文の話なので、この計画の中での書きぶりというのは御検討いただきたいと思います。

田村構成員、お願ひいたします。

○田村構成員 2－1ですが、まず、1ページの18行目辺りから、いわゆる支援者も二次被害を引き起こすことがありますと書いてあります。文章の中身を読むと、支援者は勉強しなさいと書いてあるのですが、ではそれ以外の周囲の人は勉強しなくていいのかとなってしまうので、ここを少し、中身を見直していただきたいといけないのではないかと思いますので、検討ください。

それから、2ページの18、19、20行目辺り、ほかにも出てくるのですが、総務省のいわゆる情報セキュリティー。情報のリテラシーというところの内容を見ていただいて、そう

といった言葉を使った方がいいのではないかと思います。20行目の辺りは「情報へのアクセス」となっているのですが、多分これは、中身から照らすと情報公開とアクセシビリティーの2つが混在していると思います。

2ページの18、19行目のところの、「犯罪被害者等に必要となる医療や支援」となっているのですが、医療と支援となると、ケアというのを入れていただきたい。「医療・ケア・支援」とすると、医療的なこと、福祉的なこと、それから一般的な支援が入りますので、これはやはり3つ入れていただく必要があるのではないかと思います。

それから、27行目、「その感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることがある」と書いてあるのですが、正直申し上げて、犯罪被害者の方は、顕在化するかどうかはともかくとして、程度の差はあれトラウマ反応は絶対にあると思うので、「ことがある」の表現は改善が必要かと思いました。

○太田議長 ほか、重点課題第1と第2について、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、重点課題の第1・第2については、今出た意見、質問等に従いまして、各府省庁で内容を御検討いただければというふうに思いますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、今度は重点課題の第3、「刑事手続等への関与拡充への取組」の計画案文についての議論に移りたいと思います。資料は、3-1と3-2になります。

本重点課題については、前半と後半に分けて議論を行いたいと思います。前半は医療観察制度以外の部分、後半は様々な御意見を頂戴している医療観察制度の部分として、それぞれ分けて議論をしたいと思います。

それでは、医療観察以外の部分の重点課題3について、何か御意見ございますか。

近藤構成員、お願ひいたします。

○近藤構成員 19ページの通し番号3-24、構成員の御意見を踏まえての検討結果で、傍聴時のプライバシー等への配慮のところですけれど、「犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては一般の傍聴人と共に傍聴したり」「被告人や他の傍聴人との間の遮蔽措置の利用も低調であることなどから傍聴へのハードルが高いとの意見や」という文章がありますが、その前提にある私の発言は、このようなことを言っているのではなくて、変装したり、言いたいことも言えずに息を殺してやつとの思いでしている傍聴ではなくて、被害者参加を認めていただきたいということが、一番の言いたいことでした。

ここで「遮蔽措置の利用も低調」と書いてありますが、そもそも、現在、傍聴席で遮蔽措置というのはできていないのではないかでしょうか。利用が「低調」というわけではないと思うので、ここは訂正していただきたいのですが、いかがですか。

○太田議長 この点につきまして、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今御指摘いただきましたように、傍聴席での遮蔽というもの、我々もこれはできていないのかなと思っていたのですけれども、裁判所のほうに確認しましたら、実例が2件ほどあるということを聞きましたものですから、そうで

あれば低調ということかなということで書かせていただいたということでございます。

○近藤構成員 2件ほどで、法務省でも認識していなかったというレベルの話を、「低調」という書き方でいかにも利用者が利用していないような印象を与える書きぶりにするというのは、やっぱりちょっとおかしいと思うのです。

ここは「低調」という書き方ではなくて、今始まったばかりだから知られていない、本当はもっとできるようにしていきたいとか、そういった記載にしていただいて、こちらが利用していないみたいな書きぶりは避けていただきたいです。また、私たちは全く知らなかつたので、そういうことが可能ならば周知も必要ですし、そういったことがこの計画から読み取れないと、全然違う方向になっているのかなと思うのですが、いかがですか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 申し訳ございません。犯罪の被害に遭われた方々が使っていないのがよくないといった、そういう趣旨はもちろんございませんので、御指摘を踏まえて、この辺りの書き方を、改めてまた御相談差し上げたいというふうに考えております。

こういった傍聴の在り方、多角的にということをもちろん考えておりますので、その前提として、そういうことがあるということで出してしまったのですが、しっかりと、よく配慮して書き方を考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○近藤構成員 書き方もそうですし、やはり利用できるようにきちんとしていただきたいと思いますけれど、その辺はどうでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 そこも含めまして、考えてまいりたいと思います。

○太田議長 正木構成員、お願ひします。

○正木構成員 私も同じように疑問に思っていて、傍聴人の遮蔽措置があるのかなというふうに思っていたのですけれども、現実になされた例があるのですね。どういうふうに遮蔽措置をしたのでしょうか。

○太田議長 法務省、お願ひいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 申し訳ございません、あまり細かく、こういうケースだったということまでは現段階では聞き取っておりませんけれども、恐らく傍聴席に遮蔽の板を置いたものかと思いますが、はっきりとは聞いておりませんので、また確認して改めたいと思います。

○正木構成員 もしそれを書くのであれば、注釈か何かで、どういうふうにしてやるのかとか、方法等も書いておくべきだと思います。これはほとんどの方が知らないと思いますので、書きぶりも含めてよろしくお願ひします。

○太田議長 御検討いただければと思います。

○滝沢構成員、お願ひいたします。

○滝沢構成員 資料3-1の第1の縦1の5行目の冒頭で、「事件の正当な解決は」という文言ですが、冒頭に「事件の正当な解決」という語句が来ますと、少し唐突な印象を受けると思いますので、例えば刑事訴訟法の第1条にある「刑罰法令の適正な適用実現」とい

った語句を入れるのはいかがでしょうか。

○太田議長 これについては、修文において検討いただければと思います。

伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 総論のところですが、前回のものに比べるとすっきりして分かりやすい文章になったなと思いました。ありがとうございます。

それで、この総論の中で引っかかった点としましては、2ページ目の2行目、医療観察制度の対象者の治療等の様々な要請に応えるものでなければならないことを前提とするという点です。「対象者の治療等」でまとめていいのだろうかと思いました。

社会復帰の促進、再発の防止という意味も大きいので、単にこれは対象者を治療して終わらせるのではなく、社会への影響も含めて、そういうことも考える前提とします、ということを加えたほうがいいのではないかと思いました。

それから、総論の5ページ目のところですけれども、最初の段落、6行目から7行目、8行目にかけて、心情等の聴取・伝達制度のことが書いてあります。総論のところでこのようにまとめて、具体的な施策の中でこれを反映させているのですが、この「寄り添った制度運用」というところがやはり引っかかってしまいます。具体的な施策にも「寄り添った」という表現が使われているわけですけれども、「寄り添った」というのは、民間支援センターが被害者に寄り添った支援をしますよと、そういう話だったら分かるのですが、公的な機関あまり「寄り添う」という表現を使うのはどうかということで、前回から引っかかっております。

ほかの構成員からも御指摘があったように思いますが、「寄り添う」というのを調べてみると、やっぱり情緒的なことを指すことが多いです。共感するとか、相手の思いに立つとか。ですので、そういう意味では「寄り添った」というのは適切ではないかと思います。この総論を変えていただくとすると、具体的な施策ももっと踏み込んだものにしていただきたいということになります。

具体的な施策のところについては、通し番号で3-36、心情等の聴取・伝達制度の運用については「被害者等に寄り添った運用に努める」で終わっています。これは前回の会議で、私としてはかなり頑張っていろいろ申し上げたつもりなのですが、うまく伝わっていなかったのかなということで再度申し上げます。この心情等聴取・伝達に関しては、もう少し踏み込んだ形で第5次計画中に改善していくという表現を入れていただきたいと思っています。前回も言いましたが、例えば面会とか信書の発受等に関わる具体策についても検討していただきたいと思います。

少し長くなりますが、私がここにこだわる理由を申し上げます。この間、この心情等聴取・伝達の利用状況について、被害者の方もいる場所でお話ししていたら、やはりこの制度利用についての希望が結構あるというのが分かりました。

もちろん、マスコミでもいろいろ、刑務所での実施状況を取り上げていますが、被害者の方にとってこれから決まっていく第5次計画の施策は、ほとんどが今後被害に遭う方の

ためのものだが、この心情等の聴取・伝達に関しては、過去に被害に遭った人が利用できる可能性があるものだという言い方をされていました。

そういうことも考えると、これはもっといいものにしなければならない。ただ、今の制度は結局、希望して聴取してもらいます、そして可能なら伝えてもらいます、そして可能ならその返事がもらえますという、そういう方向性のものなのですが、それでは物足りないという被害者の方もいます。結局この制度を何度も利用しているもの思うような結果が出ない、ニーズが満たされていないといった声があるので、もっと工夫しなければならないと思います。

修復的司法、あるいは回復的正義と呼ばれる考え方は、いろいろ議論や反対意見もあり得るところですが、被害者の回復に非常に役立つ面があります。修復的司法といった考え方を踏まえて、もっといいものにするということを、この計画案文の中に盛り込んでいただきたいというのが私の要望になります。

苦労してこの計画案文を作ってくださっているのは重々承知していますが、できることとできないことがあるというせめぎ合いで、ここで止まっているという印象があります。第5次計画で5年間かけて改善していくわけですので、もっと被害者のためになるもの、遺族のためになるもの、そして加害者が被害弁償なり謝罪なりの責任をちゃんと果たせるものにできるはずです。

○太田議長 最初の部分は、医療観察ですけれども、総論の2ページの上から2行、この「対象者の治療等」をもう少し広い表現にするということですか。「社会復帰」という言葉を使われていましたけれど、治療の話に限定しないで、対象者の「同じ行為の再発防止」のような、広い内容にしてほしいという御趣旨でしょうか。

○伊藤先生 「治療」でとどめていいのかなということです。

○太田議長 分かりました。

最後の部分は、単に心情伝達という通知を受けるというだけではなくて、さらにそれを踏まえて、面会や信書のやり取りなどにつなげられるような形を持っていきたい、ということですね。法律上はできなくはないのですけれども。

○伊藤先生 既に実施している場合もあるというのは伺っています。

○太田議長 そこに結びつけることができるようなことも含めて、何か計画案文を書いてほしいということでしょうか。

○伊藤先生 そうです。もう少し仕組みとしてしっかりしたもの、その上で被害者が利用しやすいものとして記載していただきたいということです。

改善の余地があるのだけれども、なかなか、計画案文の文章に現れていないので。

○太田議長 分かりました。

今の点について、法務省、何かございますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 前回からの伊藤先生の正に思いといいますか、御指摘を受け止めさせていただいているところではございますけれども、今、先生方からも

お話をありましたように、実際、面会とか手紙のやり取り、外部交通という形で実現している例もあるというところでございます。

ただその上で、実際のところ、被害者的心情聴取・伝達制度がどういうふうに進んでいくのかというところも見極める必要もあるのかなと、運用状況の把握にはもちろん努めていくというところはございますけれども、その先に、また在り方の検討もするということを書いておりますが、その中に具体的な仕組みまで組み込むことについては、いろいろと見極めた上での話ではないかというところもありますて、今現状こういった書き方になってございますけれども、今日改めて御指摘いただいておりますので、一度持ち帰らせていただきたいと思います。

○伊藤先生 よろしくお願ひします。

○太田議長 武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 まずは資料3-2の4ページの3-9で、捜査に関する情報提供というのがありますけれども、少年犯罪もそういう捜査に関する情報はもらえるのか、聞きたいです。少年犯罪というのはどうしても加害少年の健全育成というのが柱にあるので、情報をもらえにくいというのをずっと感じています。ただ、ここに書かれているということは、少年犯罪の人も期待していいのかなと思いました。

それと、11ページの3-31です。少年審判の傍聴のことですけれども、周知と書かれています。少年審判というのは審判廷がすごく狭くて被害者と加害者が近いので、大体加害者が見えないように座りなさいと言われることが多いように感じるのですが、被害者によっては加害者の表情を見たいという人も割といますので、傍聴の方法も考えていただきたいなと思います。

それから、13ページの3-37について、最初の部分が消されているのですが、なぜ消されているのでしょうか。加害者の少年簿ということに関して書いているから消されているのか、ここが気になりました。理由を教えてほしいです。

○太田議長 3-31は傍聴で裁判所のことなのですけれども、少年の表情が見えるような形での傍聴をお願いしたいということで、法務省から何かございますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今すぐ直ちにお答えすることはできません。申し訳ございません。

○太田議長 3-37について、削除の部分の理由、これも法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 すみません、今確認しておりますけれども、ここも確認して改めて対応させていただきます。

○太田議長 分かりました。少年簿の説明だったような感じですけれども、それを後半の、適切に記載するようにというふうにしたので消したのではないかという印象は持つのですが、また何か情報がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○川崎構成員、お願ひいたします。

○川崎構成員 伊藤先生が御指摘になったところともかぶるのかもしれません、3-35

は、被害者の視点を入れた処遇について書かれていると理解をしています。ここでは被害弁償についても、謝罪や促すための指導ということで、先ほどの重点課題の1とも連動するような書き方をされています。3-36の心情伝達の方になりますと、独立したような書き方になっていて、それが果たしてどこに向かうのかということも大事だと思います。

これがなされること自体も大事だと思うのですが、その一方で、それが例え謝罪、あるいは弁償にもつながるということで、一つの制度が一つの目的というよりは、様々な制度が連動して被害者支援に向かっているということをもう少し、3-35のような形で言及していただくと、より、この制度の中でもできることといいますか、そこが何をもたらしているのかが分かると思います。単にやればそれで被害者の方は満足ということではなくて、先ほどのお話がありましたけれども、弁償や謝罪にもつながっていくこともありますので、特別改善指導プログラムでの被害者の視点を入れた処遇であるとか、あるいは被害弁償も踏まえたような形での運用というのを検討していくというような形にしていただいたほうがいいかと、少なくとも、ここでも言及していただくということが効果的なのではないかと思います。

○太田議長 処遇の在り方について、法務省、現時点で何かございますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 御趣旨はよく承れたかなと思っておりますので、修文内容についてよく検討したいと思っております。

○太田議長 ほか、何かございますか。

では、私から一点。先ほどからも出ています、3-36の心情聴取・伝達の制度についてですが、この文章の構成もいけないのかなという気もします。

途中まで心情聴取・伝達制度について書かれているのに、いきなり更生保護官署をはじめとする関係機関との連携に話を持っていってしまって、適切な人材育成の制度広報の話をして、その運用状況の話になっています。「その」というのがどこまで係るのかも分かりません。私は前にも修文で案は出しているのですが、まだこれ、制度が始まって1年半ですかね、まだ状況がよく把握されていません。以前から法務省矯正局にお願いはしているのですが、まず、きちんと心情聴取・伝達制度の運用状況というのを調査する必要があるのではないかと思います。どういう罪種についてどういう心情聴取・伝達が行われて、どういう通知が被害者に返ってきてているのか、あと、何回もやっている人も既に出てきておりますので、そういうことをきちんと調査をするという形で書いてもらえないかというふうにお願いしました。それが運用状況等の把握に入っているのはいいのですけれども、間にほかのことがどんどんいっぱい入っているので、よく分かりません。

だから、心情聴取・伝達のところ、まずは運用状況をきちんと把握に努めるということを書いた上で、さらに更生保護官署等の関係機関との連携、適正人材育成や制度広報、そういう形で書いた方がはっきりしますし、この状況について詳しい調査がきちんと行われるということが明らかになるのではないかと思います。

同じことが、3-44、16ページ、こちらは更生保護における意見聴取と心情聴取・伝達、

2つ制度があるわけありますけれども、これについても、私はきちんと調査による実態調査を行った方がいいと考えております。特に刑事施設や少年院における心情聴取・伝達が始まった後の状況で、両方やったというケースも出てきていますので、全く関係がないわけではないのです。刑務所で実施した上で、仮釈放になって外に出てきたのでもう一度、保護観察の中で心情聴取・伝達を行ったというケースも出てきております。そういう意味で、既に制度は開始されてかなり期間が経っていますけれども、改めてこの更生保護段階・保護観察段階における心情聴取・伝達制度についての調査を入れるということをきちんと書いた方がいいと思っております。

そうでないと、どういうふうにその在り方を検討するのかということも分かりませんので、調査をして、その成果を踏まえて方向性を検討するという方がいいのではないかと考えております。

これは御検討いただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 承知しました。

○太田議長 田村構成員、お願ひいたします。

○田村構成員 3-1、目次が、2ページ目の2は刑事手続への関与拡充の具体的施策で、確かにそういう内容が書かれているのですが、(3)は対象事件と書いてあって、これは対象事件における、今進んでいる取組のことなのか、これを課題と捉えているのかが分かりません。特に6ページはこの下の脚注の部分がすごく大きくて、何を読まされているのかという印象になるのではないかというところが懸念されたので、何か工夫があればいいなと思いました。

○太田議長 この脚注は医療観察制度が一般の方になじみがないということで設けられていて、ほかにももっと難しい制度はいっぱいあるのに何の説明も書いていないのですが、これだけ詳しい制度が書いてあるのは、確かに少し違和感はあります。

ただ、これが前は本文に入っていました。それがどうなのかという御意見も出ていたので、それを考慮して、本文はすっきりさせて、説明として加えたのではないかと思っております。

○田村構成員 そうであれば脚注はよろしいのですけれども、この対象事件という表題はどうなのか、これは分からぬということです。

○太田議長 表題の工夫ですね。ここに、「における関与」とか書くと、かなりいろんな制度が入ってしまうので、ちゅうちょされる部分もあるのではないかと勝手に思っておりますけども、このタイトルの在り方、ちょっと検討させていただければと思います。

伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 具体的施策の通し番号でいうと3-33です。第4次計画に比べると随分コンパクトにまとめられているわけですが、「引き続き適切にこの通知制度を運用します」ということで終わっています。この通知制度については、あってよかったという被害者の方の声も随分耳にしますが、一方で、例えば特別遵守事項で社会貢献活動の実施状況や専門的

処遇プログラムの実施状況というのが分かるようになったけれども、回数だけしか通知されないという声も聞きます。どの程度までこの通知制度の中身が充実しているのか、被害者の方の要望に応えるものになっているのかという点は、疑問に思っています。

被害者の方のニーズを踏まえると、回数だけを通知されても不十分ということもあります。現在もう少し詳しく通知されるようになっているのかもしれないですが、通知内容についても検討するといった文言がここで入るとよろしいのかなと思いました。

○太田議長 この点について、特に法務省、よろしいでしょうか。御検討いただけるということです。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 はい。ここも持ち帰らせていただきます。

○太田議長 適切に運用するだけではなくて、さらにその内容の拡充といいますか、そこまで検討するという御意見だったかと思います。

それでは、重点課題第3の前半、ほか、ございませんか。

なければ、後半として、重点課題3の最後の部分、医療観察制度、医療観察法について御意見を賜りたいと思いますが、この制度についてはいかがでしょうか。

近藤構成員、お願ひいたします。

○近藤構成員 三段表の通し番号3-32で、先日、修文について代理人弁護士の傍聴やオンライン、ビデオリンク方式による傍聴についても検討の対象とすることを明示してほしいと意見をいたしました。

しかし、今回の計画案ではそれが省かれてしまっています。三段表の24ページに、構成員の御意見を踏まえての検討結果が書かれていますが、2つ目の黒丸には、「犯罪被害者の代理人弁護士による傍聴やビデオリンク方式による傍聴の可否についても検討の対象になるものと承知しています」と書いてあります。計画案文に明記されていなくても、これは間違いなく検討の対象となると考えてよいのですか。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 申し訳ございません、もちろん対象になるということですけれども、また記載の中に明示したほうがいいのかという部分、検討させていただきます。

○近藤構成員 ありがとうございます。明示していただけすると、しっかりと取り組むということが皆さんの中から分かるので、ぜひ明示していただきたいと思います。

また、通し番号3-45で、結果通知制度についての「冊子・パンフレット等を活用して一層の周知を図る」とありますが、これは今の冊子やパンフレットをそのまま使用するのですか。それとも、冊子やパンフレットを改訂する予定があるのですか。改訂するしたら、どのような改訂をする予定があるのかお聞かせください。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 具体的にどのような形で改訂をするのかどうかといったあたりは、これから検討させていただきたいと思っております。必要に応じて取り

組むということだと思います。

パンフレットの関係ですけれども、法務省内の担当部局において、中身をどうするのかというところをいろいろと考えつつあると思っておりますが、まだ今、具体的にこうしていくということをここで申し上げられるような状況にはないというところでございます。

○太田議長 では近藤構成員、お願ひいたします。

○近藤構成員 「法務省は情報提供の在り方において引き続き検討する」という言葉がありますが、厚労省も検討の主体として挙げていただけないでしょうか。三段表の36ページには、「情報提供は、入院治療の観点からは、対象者の社会復帰の促進と関係性がないもの」とありますけれども、この点についてはいろいろ意見があるところだと思います。被害者や遺族、精神科医の中には、厚労省と別の意見を持っている方もいます。対象者の治療や内省や対象行為に関する振り返りの状況等に関する情報が犯罪被害者等に提供されることによって、犯罪被害者等の対象者に対する反感が弱まって理解が深まり、ひいては、犯罪被害者等がいる社会への対象者への復帰につながるという考え方もあります。

厚労省は、「施設から地域に」と、精神的な悩みを抱えている人も地域皆で支えていくという方針を取っていて、精神疾患を抱えている人などが生活するところは地域の理解が必須だと思います。地域の人というのは、犯罪被害者等もその1人です。犯罪被害者等を置き去りにしたまま、地域の理解を得られるとはとても考えにくいと思います。対象者の社会復帰には、継続的な治療と地域の理解が欠かせないと思います。

犯罪被害者等への情報提供について、厚労省にももっと具体的に検討していただきたいと思いますけれど、いかがですか。

○太田議長 厚生労働省、お願ひいたします。

○厚生労働省制作統括官（総合政策担当）付政策企画官 まず、ここの項目ですけれども、そもそも情報提供の拡充の論点がございましたので、その件につきましては通し番号3-45に新しく記載していただいたかと思います。その記載を踏まえつつ、検討に医療機関の判断を必要とする内容等があれば、取り組めるかどうかも含めて、その検討について「犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること、またはそれを対象者に伝えること等」の「等」で読ませていただいて、法務省と連携しながら取り組むべきものだというふうに承知をしております。

また、社会復帰の促進と関係性がないというような回答を書かせていただいておりますけれども、その情報提供については、入院治療の観点ではなく、情報提供制度の、今追記されている拡充の論点において、法務省と連携しながら取り組むべきものと承知をしておりますので、そういった意味で関係性がないというような、表現としてそうなってしまったというところがございます。

いずれにしても、連携して検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○近藤構成員 そうしましたら、「厚生労働省と連携して」というような言葉を書くとか。

これは法務省だけ書いてあるので。

社会復帰を促進するためには、厚労省との連携というのは大事なことであり、地域の中に受け入れていくということは厚労省なくしてはあり得ないです。そういったことを踏まえた書き方にしていただきて、情報提供をきちんとしていただきたい。今より格段と情報提供が進むように、是非していただきたいと思います。

それと、通し番号3-45-2で、最後のところ、34ページ、「保護観察所においては、保護観察制度における犯罪被害者等から相談を受けた場合には、二次的被害を生み出すことがないように十分配慮し誠実に対応するとともに、必要に応じて、犯罪被害者等からの相談等の内容を関係機関に共有する」となっています。これも法務省だけですが、共有するのはいいことだと思うのですけれど、これはどういう場面を想定してこの項目を作られたのか、そして、医療観察に関するガイドラインの改訂なども想定しているのでしょうか。関係機関に共有して、その後はどういうふうな動きになるのでしょうか。

○太田議長 法務省、お願ひいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 この部分、どういうふうに具体的にやっていくのか、いろいろ検討のポイントはあるかと思っております。例えば保護観察所で、ケア会議等で、犯罪被害者等からの御相談があった場合のその内容といったところを共有して、生かしていくことができるのではないか、そういったところも考えているところでござります。

また、更に広がって何かということもあるのかもしれませんけれども、そういったところなどを考えて、そういう取組も一つあるかなということで記載をさせていただきたいというところでございます。

○近藤構成員 地域処遇の際のケア会議、今は回数だけ教えてもらえるそうです。それではもう全然、どういう状態で出てくるのか、地域の人はもう本当に不安でたまらないわけです。

そういう状態で、法務省だけが抱え込む、厚労省は絶対に言えない、情報は出せないという。今、皆さん本当に、支えていかなくてはならないということは十分理解しているので、出せる情報というのをきちんと出していっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○太田議長 これは3-45の部分に關係することですね。

法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 もう少し情報提供を進めていくべきであるという御指摘をいただいているので、そういったところにも、運用状況はじめ、検討は引き続きしていくということでございます。社会復帰の促進との兼ね合いでとか個人情報保護との関係、これは考慮せざるを得ないというところがありますので、そういった記載もございますけれども、引き続きの検討を行っていくというふうには考えておるところでございます。

○近藤構成員 3-45-2はどういう場面を想定してこの項目を作られたのかということと、医療観察に関するガイドラインの改訂なども想定しているのかということも教えてください。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 現状、御説明できるところがどこまでであるか、今はまだ、熟度のあるお答えがあまりここではできないところでございますので、また御説明させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○近藤構成員 ぜひ、地域の中で犯罪被害者を置き去りにしないということを考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○太田議長 私から、全く同じ見出し番号について意見があるので、述べさせていただきます。

今回、医療観察制度の計画についての案は、法務省、それから厚生労働省とともに一步二歩も踏み出していくとして、これは非常によかったですというふうに感謝しております。

ただ、そこまで来たらもう一步踏み出していくべきなというふうに思っておりまして、まず、個別に言いますと、計画案文、個別の具体的な施策の3-30に、先ほども意見が出ましたけれども、この中に、「被害者の方が傍聴の際に付添いを認めることなど」と、「など」が入っています。付添いというのは被害者が傍聴するときの付添いですけれども、被害者が傍聴できないときに、委託を受けた弁護士が傍聴することができるようとする制度も検討の対象にしていただきたいので、特出しとして、付添いを認めることや、それから「被害者から委託を受けた弁護士が傍聴することを認めることなど」と加えていただけるといいかなと思います。

それから、最後の3-46、対象者が入院しているときに、被害者の心情等を医療従事者が把握し、適切な場合にはそれを対象者に伝えるということが、入院中の対象者の社会復帰を促進するということを認めていただくのは非常にいいことかなと思います。先ほど近藤構成員の意見にあった、厚生労働省だけではなく法務省も加えてほしいということ、私は別の観点からの意見がございまして、対象者の社会復帰を促進するのは、別に入院中の対象者に限られないと思います。むしろ被害者の方や御遺族の方がいらっしゃる社会に戻って、通院しながら精神保健観察を受けている段階も同じことが言えると思っておりますので、「入院中」とだけ書くのではなくて、「入院又は通院中の」と、通院における精神保健観察の段階においても同じような対応を検討していただければと思っております。法務省から何かござりますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 1つ目は、先ほどもお答えしたかもしれませんけれども、御指摘を踏まえて書き方を検討いたします。

○太田議長 精神保健観察においては、保護観察所が関係してきますので、これは法務省の所管だと思います。入院の場合は厚生労働省ですが、入院じゃなくて通院の方です。通院による精神保健観察のことです。入院医療機関だけではなくて通院医療機関や社会復帰調整官を含めればいいと思うので、「など」という形にすればいいかと思います。ただ、

入院に限定しなくていいのではないかということでございます。

通院の段階でも、被害者のいる社会に戻っているわけで、場合によっては被害者が近いところに居住している可能性もあります。そういうときに被害者の状況などの把握も含めて対応することが、良好な社会復帰につながることだと私は思いますので、そこを入院中に限定しなくてもいいのではないかということでございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 御指摘もあるとおり、恐らくサブ的にかもしれませんけれども、法務省も関係するところがあるかと思います。そこも検討させていただきます。

○太田議長 広い意味では3-45-2に関わってくるという。この案文ではかなり曖昧としている部分もありますので、むしろ3-46にそのことを明記することも御検討いただければと思います。

正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 医療観察事件については、被害者が関与できる部分というのは、対象者のプライバシー、名誉、それから対象者の治療や社会復帰という医療観察事件の制度趣旨から、大きく制限されてしまうと思うのです。どうしても通常の刑事事件に比べて制限されざるを得ないところがあろうかと思います。

そこで、それを補うために、検察官ないしは警察は、犯罪被害者に対して捜査段階についての説明等をするようになっているかと思うのですけれども、被害者の権利を最大限保障するために、不起訴記録について、検察官ないしは警察が説明した範囲については、開示、謄写、閲覧を認める、マスキングをしたりして大変な部分もあろうかと思いますけれども、謄写ないしは閲覧を認めて、もう少しその範囲について詳しく調書について確認できるとか、そのようなことを検討していただきたいと思います。

○太田議長 これについては、法務省、何かございますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 不起訴記録についての弾力的開示といったことを取り組んでやっておるところでございます。弾力的に、閲覧をしていただくという運用をやっております。また併せて、検察官から、不起訴の理由ですとかそういったところを説明させていただくということをやっております。

そういうやり方に加えて、マスキング、おっしゃるようになかなか、手数もかかるところもございますけれども、基本的には、まずは現状やっております弾力的な開示といったところをしっかりと間違いなくやっていくということですとか、検察官からの御説明、これを丁寧にやっていくというところかなというふうには考えておりますけれども、また改めて、少し検討してみたいというふうに思います。

○太田議長 伊藤先生、お願ひします。

○伊藤先生 今議論になっています3-45について、いろいろ議論があって、被害者がこういう要望を持っているのだから何とかしてほしいと言い続けているわけです。そう思って見ますとこの案文は、第4次計画とあまり変わらないという印象です。「情報提供の在り

方について引き続き検討を行う」で終わっていますので、ここはもう一つ踏み込んだ書き方、どういう検討をどういうふうに行うのかというのを具体的に少しでも入れておいていただくと、前に進むのだと分かります。その辺の工夫、書き方について検討していただきたい。

そして、この文章は非常に長いです。「また」以下、2つのことが入っているのに一文で済ませようとしているから読みづらい。「とともに」としてしまわないで、一回切ってしまった方がいいのではないかでしょうか。表記上のことで細かいことですが、そのようなことを思いました。

○太田議長 これは修文という形で御検討いただければと思います。

ほか、この医療観察制度について、何か御意見ございますか。

もしなければ、一旦ここで休憩を取らせていただきたいと思います。残りの重点課題の第4と第5については、休憩後に議論を行いたいと思います。

(休 憩)

○太田議長 それでは、時間になりましたので、再開します。今までで重点課題1、2、3まで議論が終わりました。

先ほど武構成員のほうから出た、少年についての情報でどこまで教えていただけるのかという、被害者連絡制度について説明が漏れておりましたので、警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 警察では、被害者連絡実施要領を定めているところでございまして、そこには当然少年事件を含むという形にしているところです。ただ、少年の場合、どうしても健全育成の配慮という視点は入り、留保条件が付くところではございますが、いずれにしろ3-9の情報提供に少年事件は含まれるということでございます。

○武構成員 ありがとうございます。

○太田議長 それでは、ただいまから重点課題の第4「支援等のための体制整備の取組」と、重点課題の第5「国民の理解の増進と配慮・協力の確保の取組」に関する計画案文についての議論をしたいと思います。資料は、資料4-1と4-2、それから資料5-1と5-2になります。御意見のある方は席札を立てていただければと思います。

和氣構成員からお願ひいたします。

○和氣構成員 資料4-1、重点課題の第4「支援のための体制整備の取組」、2ページの8行目の後に追加を是非お願いしたいのですが、「なお、こうした多機関連携による被害者支援体制を適正かつ効果的に機能させるためには、構成する機関、団体、個人が被害者に対する機微にわたる情報を迅速、適切に共有する必要があることから、被害者の情報管理に手落ちがないよう体制や仕組みを整えることも求められる」、このような文章を追加していただけないでしょうか。

それから3ページ、22行目、「専門的知見の向上を」というところを、「専門的知見の向

上及び平準化・標準化」としていただけないでしょうか。被害者がどこにいても求める支援を同じように受けるためには、平準化や標準化が必要かと思います。

それから資料4-2の47ページ、通し番号4-110ですけれども、この中に犯罪被害者等支援に関する研修・研究に係る体制の検討の施策について、4行目の「提供するための研修・研究」の前に、民間団体と関係機関における研修や研修体制、認定制度、こういうものを参考とするなど、文言を具体的なことを追加していただければ、国民にとって非常に分かりやすいのではないかということで御提案させていただきます。

皆さん御存じのように、全国被害者支援ネットワークの加盟団体は全国47都道府県に48か所ございますけれども、今から27年前ですかね、ネットワークが立ち上がりまして、その時には8団体が加盟していたんですけれども、今現在は47都道府県で48の被害者支援センターがございます。

こちらでは日々研修を積みまして、被害者に本当に寄り添った支援を行っているところでございます。また認定制度なども設けておりますので各被害者支援センターや、全国被害者支援ネットワークをぜひ利用していただきたいです。研修実績を積んできていますし、かなり高度な支援もできているところでございますので、ぜひ利用していただけるとありがたく思います。

○太田議長 ありがとうございます。最初は、2ページ目の8行目の後に、先ほどの個人情報の保護とか、そういった守秘義務のことについての文章を加えてほしいということでおろしかったでしょうか。

○和氣構成員 はい。

○太田議長 それから、今の認定制度というのをどうするということですか。認定制度に関する体制強化ですか。認定制度のところは、どこにどういうふうに加えるということか、もう一度お話しいただけますでしょうか。

○和氣構成員 4行目のところに、「提供するための研修・研究」とありますけれども、その前に、「民間団体等関係機関における研修や研修体制、認定制度等を参考とする」などの文言を追加したほうが具体的であり、国民として分かりやすいのではないかという意見でございます。

○太田議長 分かりました。被害者センターでやっている認定制度も踏まえて、そういうところを参考にしながらということでございますね。

○和氣構成員 はい。

○太田議長 分かりました。認定制度を国がどうこうするという話ではないんですね。

○和氣構成員 はい。

○太田議長 分かりました。今の点は御意見として承っておきたいと思います。

ほかに、今のこの重点課題第4について、御意見ございますでしょうか。

田村構成員、お願いいいたします。

○田村構成員 今、和氣構成員がおっしゃった標準化というのはすごく重要です。全国ど

こでもということですし、途切れがないということは標準化されていないと進んでいかないので、専門的であるということと、何をするかも含めて標準的なものとすることに、非常に賛成ですので、是非加えていただければと思うところです。

○太田議長 ありがとうございます。

伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 三段表の11ページ、通し番号4-22、23、24ですが、前回の会議で提案させていただいたのは、医療観察事件の被害者に特化したような相談窓口というか、その相談を受けられるところがあるといいのではないかという提案でした。この回答によりますと、やはり法テラスは業務範囲が定められているから、医療観察の被害者だけに特化することはできないという趣旨については分かりました。前回はどこかいいところがあるのではないかということで、「例えば法テラスなども」という言い方をしたと思います。どこがいいかと言われると明言できませんが、例えば保護観察所もそうでしょうし、検察庁かもしれないし、それぞれの段階できっと対応できるところがあるんだと思います。なぜこれを出したかといいますと、やはり医療観察は特殊ですので、そういう事件に遭った被害者の方たちは非常に戸惑っておられます。警察段階、検察段階で言っていることが変わってたり、じゃあ情報をどこから得ようとするかというとネットに頼ったりして正確な情報が得られなかつたとか、間違った方向へ行ってしまったとか、そういうような声を聞きました。やはり国として、例えば週1回でいいんです、週1回、限られた時間でいいので、そういう被害に遭われた方が電話をして確実な情報が得られるようなところが必要なのではないかと思います。

検察なのか、保護観察所の医療観察を扱っている部署なのか分からぬのですが、医療観察事案の被害者の相談に正確に対応できるところを設けておくといいのではないかと思います。

医療観察事案について、被害者側からすると、制限があり過ぎて、これも駄目あれも駄目という感じになっているように思われます。せめてこれぐらい、こういう窓口をちゃんと作りました、これから事件に遭われた方はこれできちんと情報が得られますよというのがあるとよろしいのではないかという提案です。ですので、別に法テラスに限りませんということです。

○太田議長 先ほどの重点課題3の3-45-2、保護観察所における医療観察制度の対象者の相談という項目が、新たに今回入りましたけど、それだけじゃなくて、もっとほかの官署も含めてということでございますか。何か相談窓口みたいな。

○伊藤先生 イメージとしては相談窓口です。電話でいいと思いますが、曜日と時間を区切ってですね。誰が担当するかというのはまた問題かと思いますが、医療観察の全体に通じている人、専門的な人を置いてほしい。難しいかもしれませんのが、被害者側の立場に立つたら、安心して正確な情報が得られるというのが趣旨です。イメージは相談窓口です。

○太田議長 先ほどの重点課題3の最後の3-45-2で新しく今回入りました、保護観察

所において被害者からの相談に応じて、対応して、しかも他の機関との情報はその内容を共有するというところが入っていますけども、そことも関わることになりますが。

○伊藤先生 はい。そこと重なってオーケーですということであれば、問題ありません。

○太田議長 法務省として何かございますでしょうか。別に法務省だけに限らないのかもしれませんけれど。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法テラスでは難しいという御説明をさせていただいておりまして、やはり法的な紛争に関するもので、また、精神的な部分の専門家をというような御指摘があつたように思いましたので、なかなか法務省の法テラスのテリトリーとは遠いかなということで、そういった記載をしたところです。今お話のあった3-45-2の追加部分というところで、相談等を受けた場合には関係機関に共有しますという話をしておりますけれども、これは何か新しく相談窓口を大きく立ち上げるといったところまで、現状そこまでまだ念頭には置いておりませんで、現状でも、犯罪被害者等の方が保護観察所の方に連絡を取られるということが実際あるといったところを想定して、そういうケースで得た情報、そういったところなどは誠実に対応した上で、必要なものは共有しようという趣旨でございました。

趣旨の説明としては以上でございまして、それに加えてどこかに窓口をというのは、どこがよろしいのか、法務省も今すぐに何か名案があるわけではありませんので、お答えとしては以上とさせていただければと思います。

○太田議長 厚生労働省は何かございますでしょうか。特にございませんか。分かりました。

それでは、次に、重点課題4、それから5ですけども、何か御意見はありませんか。重点課題5でも大丈夫です。近藤構成員、お願ひいたします。

○近藤構成員 重点課題第5で、三段表の8ページで、社会を明るくする運動について、私、申し上げたのですけれど、私が発言した趣旨は、御理解いただいて、指摘した観点は大変重要なものと受け止めていただけたということは大変ありがとうございました。

しかし、「社明」に関する記載を計画案文に盛り込むことは適切ではないという御判断をされたということなのですけれど、私の気持ちとしては、犯罪をテーマにした国民運動として、「社明」が既にあるので、国民の貴重な税金を使って行う以上、年に2回も大規模なイベントを行うよりも、「社明」に統合すれば国民の労力も税金も使わずに済むのではないかと思って提案しました。

しかし、残念ながらそれは無理だということですから、今までの80年間、法務省が加害者の更生第一、加害者の社会復帰第一、再犯防止第一を考える行事を行ってきましたが、これから100年は、警察庁による人の命の貴さ、一度でも人の命や人権を奪うことはいけないということを訴えていく国民的行事を取り組んでいただきたいと思います。

被害者を出さない、でも万が一被害者が出てしまったら国民みんなで支え合う社会を作っていくことこそ、明るい社会を作ると私は思っています。1人の人間の命は1つだけで、

裁判で殺人者に対して、「次の人生頑張ってください」などと裁判官から言われて悲しむ被害者を、こどもたちや孫たちの時代には決して出さない、そんな本当に明るい社会を、皆さんの御協力で作っていきたいです。

そういう啓発活動というのは今後できるのでしょうか。お聞かせください。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御意見ありがとうございます。ただいまの重点課題第5「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」ということですけれども、今後広報・啓発は非常に大事と思っておりまして、これはまさに強化をしていかなきやいけないというのは強く思っているところでございます。そういう意味では、今回の5次計画の中では、今、週間となっているのをまず月間にするなど、全面的に強化をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○近藤構成員 いや、それではちょっと弱いかなと思って。本当に「社明」というのは全国的な運動ですよね。それに代わるぐらいの大きな運動をしていかないと、被害者への理解というのはなかなか進まないと思うので、私は「社明」にくつつけちゃえばいろんな意味で、お金もかからないし、国民も何回もこの犯罪ということに対して足を運ばなくていいし、できないかなと思ったのですが、それは無理ということなので、それに代わるような、犯罪被害者をきちっとみんなで支援していくということこそ明るい社会を作るのはないかと思うのですけど、その辺の考え方は違いますか。それと、そういうことをやっていただきたいと思うのですけれど、いかがですか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 失礼いたしました。ちょっと簡潔に申し上げ過ぎたというところかと思いますけれども、この点、非常に大事であると思っております。

まず、やはり国民全員が被害者の置かれた状況を理解する、それに対して、やはり必要な支援が、被害者の方にちゃんと届くようにしていくということがまず最終目標でございますので、それに向けて抜本的に強化をする必要があるというふうに思っております。

そういう意味で一つ具体的なものということで、週間を月間に変えるということもございますし、それと連動させる形で、官邸等も含め、政府全体の取組としてやるという意味では、社会を明るくする運動よりももうちょっとランクを上げるということにはなるのだと私は思いますけれども、そういうことも含めて、キャラクターを使うなどの工夫もありますけれども、多方面にわたって努力をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、もちろん社会を明るくする運動には80年の積み重ねがあるというところはありますので、御協力いただける部分は御協力をいただきながら、しっかりと効果のあるものにしていきたいというふうに思っているところではございます。

○太田議長 近藤構成員、お願いいいたします。

○近藤構成員 皆様の御尽力で、被害者支援は進んできまして、各府省庁の方も考えてくださって、私は20年前に被害に遭ったのですが、犯罪の加害者が羨ましくて泣きましたよ。

被害者には何の支援もなかったのに、たくさんの支援、応援されるということが。もう逮捕された瞬間から衣食住に困らないとか、ありとあらゆることに関して加害者が羨ましくて、もう何回加害者が羨ましくて泣いたか分かりませんよ。

そして、何年たってもまだ羨ましいですよね。仕事も紹介してもらったり、いろんなことが手厚い。それで羨ましくて仕方がないのですけれども、たくさんの支援やいろんなことを、もうしようがないから自分たちでやっていくしかないと思って、いろんなを作り、皆様の御尽力でいろんな支援が広がりました。ただ人間のいろんな支援というのには限界がある、国民全部が意識していただくということが一番大事なことなので、本当に明るい社会を作るのは一人一人の協力が必要なのだということを、啓発を通じて頑張って伝えていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○太田議長 御検討いただければと思います。和氣構成員、お願ひいたします。

○和氣構成員 私も犯罪被害者ですので、25年前からしますと全然充実した支援内容になって非常にありがたく思うのですけれど、やはり国民一人一人がこのことを理解していただかないと、被害者一人では何もできませんから、周りの方からのサポートが必要だと思うのです。

その一つとして、週間だったものが今度月間になるというお話を伺って、非常にありがたく思うのですけれども、それを国民の方々が少しでも理解して、犯罪被害者等になるとどういう状況になってしまふから被害を作らない、被害者にならないように、するには加害者にならない、加害者を作らないというところが必要だと思います。その月間はいつから月間にしていただけるのかなというところを是非お聞かせください。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 まず、今現在調整しておりますが、本年度の予算的には週間ではあるのですけれども、これを強化期間として11月1日から12月1日まで、強化期間として進めていこうと思っております。5次計画の中でこの月間化に取り組んでいくという形にしているところ、なるべく早いうちに、希望としては、予算的な問題もありますけれども、速やかに月間化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○和氣構成員 ありがとうございます。期待しております。

○太田議長 伊藤先生、よろしくお願ひします。

○伊藤先生 3点ほど、重点課題の第4について意見を言わせていただきます。

大きな点としましては、三段表を見ていただくと18ページになります。18ページは被害者手帳とカルテ化を実施しますということですが、伺ったところによると、これは文字とおり手帳だということで、デジタルではないアナログのもので、カルテ化もアナログのものとか、コーディネーターが記載して、支援過程を記録してカルテ化を図っていくということでした。これ自体は新たなものですし、とてもいいことだと思います。けれども、せっかく第5次計画に入れるのに、アナログ過ぎますので、将来のデジタル化を見据えてい

ますということも入れていただけたらいいのではないかと思っています。

現在、お薬手帳にしても母子手帳にしても、すでにデジタル化が非常に進んでいて、皆さんアプリを使っている方が多いと耳にしました。新たに打ち出すのに、あまりにアナログで行くというのもいかがかなと。

最初はアナログでも、警察庁としては、ゆくゆくはデジタルも見据えていますというのが計画案文に入っていると、今、DXはすごいスピードで進んでいますので、この5年間でかなり変えることができると思います。

それと加えて、先ほど言わなかったのですが、重点課題3の三段表の37ページに被害者等登録制度について私の意見が書いてあります。これには回答いただきまして、いきなりここまで持っていくのは難しいというのは重々承知しております。けれども、予算面、セキュリティーの面の課題が大きい、そうですね、で終わらないでいただきたい。これができたら諸外国に負けない被害者支援施策の一つになっていくので、ぜひこれも含めて、政府全体がデジタル化を進めている中でそれに落ちこぼれないように、被害者の施策としては第5次計画にちゃんとデジタル化も見据えて検討に入るという点を入れていましたといえることが大切だと思いました。実際政府が動き出したときに、被害者施策で既に考えていた、ではそれも導入しましょうという方向に行くのかなと。政府が動き出すときのポイントになってほしいというのが私の希望です。

ですので、被害者手帳、カルテ化、被害者等登録制度についてのデジタル化の検討ということをどこかに織り込めないかというのが一つです。これは大きな問題ですが、よろしくお願ひします。

それから2点目です。2点目は細かい点になります。重点課題第4の三段表の22ページになります。ここで私がグリーフケアも入れてほしいと発言し、入れていただきました。こういうグリーフケアにしろ、「自助グループ等の紹介等を行う」で止まっていますが、「紹介等を行う」で止まるしかないのかなというのが疑問でして、「支援を行う」とかいうのは入れられないのかということがあります。難しいかもしれません、第1次から第4次計画まで、「自助グループの紹介等を行う」で止まっていたので、果たしてこれでいいのか、グループの運営がスムーズに行くような支援があるといいなというのが私の希望です。予算などいろいろハードルがあるかもしれないですが、検討していただきたい。

それから、最後の1点です。三段表でいうと29ページになります。これは私が前回短い時間で、「ソーシャルワークを入れてください」と簡単に申し上げただけでした。実際にできた案文を見ますと、「カウンセリングの技法等の専門技術」としてくくられてしましましたが、ソーシャルワークはミクロ、メゾ、マクロレベルに関する援助技法なんです。ケアマネジメントも入ってきます。社会資源とどうつなぐかということも行う、非常に重要な、生活支援を推進していく上で欠かせない技法なのですが、ここに「対象少年の周囲の環境等の個別事情に応じて」と書いてあるように、それができるのがソーシャルワークです。カウンセリングだけでは足りない面があります。多くの方にはあまりなじみのない技法か

もしそれませんけれども、支援する上で重要な技法なので、ここで入れておいていただくと支援者側の意識も高まってくると思われますので、御検討いただけたらと思います。

○太田議長 これはいずれも警察庁になりますけど、何かございますか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 基本的には検討させていただきたいと思っておりますが、デジタルの関係につきましては、先ほど先生もおっしゃっていただきましたけれども、もちろん利便性もある反面で、非常に機微な情報という意味でセキュリティーとか、あと捜査情報があるかないかとか医療情報があるかないかとか、いろいろ課題があるというところで、なかなか今すぐにということにはいかないんだろうというふうには思っていますが、デジタル化が課題だということは感じております。

そういう意味では、まだこれは今後議論いただく資料ということですけれども、配付資料の第6になっている、5ページの今後講じていく施策、（1）国の行政機関相互の連携・協力の（1）の一番最後の28行目のところに、デジタル化についてもしっかりと念頭に入れて対応していくという趣旨は入れさせていただいているところではございました。

○太田議長 ありがとうございます。

正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 私は重点課題5について、2点意見を申し上げたいと思います。三段表の5ページ、教育のところについて、真の性教育をしてほしいというような意見を申し上げましたところ、御回答では、学習指導要領に基づいて行っているということでした。学習指導要領というのは、最低限これを教えなさいということが記載してあって、それプラスアルファを教えてはいけないということではないのです。

そこで、ここで私が言っている真の性教育ですけれども、学習指導要領では、義務教育において性行為は教えないことになっているのです。性行為を教えないということになると、性行為と同意の教育もできなければ、感情と性行為との関係という教育もできない。そういう意味で、ユネスコで言うところの包括的性教育に程遠い教育になってしまっているということです。

なので、今後、実施要領以上のことをしてはいけないということではないので、今、性犯罪の低年齢化が進んでおりますから、そこを踏まえると、やはり義務教育において一步踏み出して性行為について教育するということは非常に重要で、それをすることによって今後犯罪も少なくなっていますし、また、教師としても教育環境が整えられると思うのです。ですので、そのところはぜひ御検討をいただきたいというのが一点です。

それから、もう1つは10ページ、犯罪被害者の報道の在り方についてですけれども、私は「犯罪被害者の意思を尊重する」という文言を入れてほしいという意見を出しました。

確かに、知る権利、表現の自由と、犯罪被害者個人のプライバシーの権利の衝突するところで、その調整を図らなければならない部分ですけれども、2つの権利が拮抗するような状況の場合がよくあると思うのです。そのような場合に、犯罪被害者の意思を尊重して

ほしいということで申し上げた意見です。

ところが、この修文を見ると、一応「尊重」という文言は入っているんですけども、これが国民の知る権利、「実名発表に対する要望を尊重し」の近くに入ってしまって、むしろ私の意見と反対の方に尊重するという意味に取られそうなものになってしまってるので、ここはやはり訂正していただきたくて、私としては「犯罪被害者の意見を尊重し、個別具体的な案件ごとに」というふうに修文をしていただきたいというのが意見でございます。

○太田議長 包括的性教育について、文科省、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐 こちらについては、学習指導要領に基づいてというような、ちょっと形式的な回答にはなってしまいますが、どのような教育をしていくかといったところの基準のものとなりますので、そこでどういうふうにやっていくかということを国で示した上で、国が更にそこにプラスオンしていくことを学習指導要領以外のところで述べるというのが、なかなか難しい状況ではございます。

なので、学習指導要領の中でどういうふうに規定をしていくかというふうな話になつていいかと思いますが、そちらはまた様々な観点から議論をして、改訂をしていくというふうなことになっておりますので、いただいた御意見をしっかりと受け止めた上で、学習指導要領の中でどういった教育をしていくかといったところを議論していきたいというふうに考えております。

○太田議長 それでは、和氣構成員、お願ひいたします。

○和氣構成員 先ほど伊藤先生から、グリーフケアや自助グループの話が出ていましたが、交通事故被害については、警察庁の交通局がサポート事業を行つていて、そこで自助グループの研修を行つているところですから、ここはもう少し充実した言葉を入れていただきたいと思います。

なぜ自助グループが必要かといいますと、被害者支援は裁判が終わったら終わりではないのです。その後、どうしても孤立しがちです。その後、一生被害者なわけですから、それを支えて、お互いに支え合う、同じ意見、同じ環境にある者が気兼ねなく語り合える場所、それからお互いに情報提供をし合ったり、アドバイスをいただいたり、いろんなところで自助グループの活躍はその後ずっと続きます。ですから、ここも犯罪被害者支援になつていくわけです。

武さんが開催している「W i L L」ですか、それから「新あすの会」の方々の組織も、自助グループという中に入られていると思うのですが、こういう組織が被害者支援にはとても重要なのです。被害者を孤立させないためにも、この自助グループを被害者支援の本当に重要な部分として取り上げていただきたいです。

交通局の方は、もっと積極的にいろいろ検討されておりますので、ぜひ警察庁の方々は交通局と連絡を取り合つていただいて、もっと重要な考え方を考えていただきたいというふうに考えます。

○太田議長 新保構成員、お願いいいたします。

○新保構成員 私からは重点課題4の三段表に基づいて、2つほどお話をさせていただきます。

まず、三段表の29ページの、先ほど伊藤先生から御発言がありましたソーシャルワークのところですが、厚生労働省が所管されている国家資格の社会福祉士、精神保健福祉士は、既にソーシャルワークの専門職としての養成教育をしておりまして、社会福祉の領域ではもう「ソーシャルワーク」という言葉はスタンダードになっております。

この会議にずっと参加させていただいていて、今後、やはり福祉や厚生労働行政との連携というのも大変重要と認識しておりますので、ぜひこちらの「ソーシャルワーク」という文言を書き入れることについては、積極的に御検討いただければありがたいと思いました。

もう一点、同じ三段表の22ページ、伊藤先生と和氣構成員からもお話がありましたように、自助グループは、グリーフケアと併せて、かなり重要なことだと認識しております。

伊藤先生から、1次から4次計画まで文言が変わっていないというお話もありましたが、そうした取組もかなり進んでいることも、今お話を伺いまして分かりましたので、もう少しここも一歩踏み込んで、それが今後展開していきやすいような書きぶりにしていただけすると大変心強く思いました。

○太田議長 田村構成員、お願いいいたします。

○田村構成員 重点課題第5の三段表の9ページ、通し番号5-20、21、22、についてです。資料5-1の3ページ目の3行目には、「ICTリテラシーを向上させ」ということだけが書いてあるのですが、ICTリテラシーだけ向上させても、今の犯罪被害者的人がつらい思いになっているのは実は変わらなくて、情報モラルを向上させないといけない。情報モラルのことを書いていないのかなと思うと、この三段表の5-20、21、22の中には、実は情報モラルということが書いてあって、なぜかというと、この情報モラルについては、実は文科省がいわゆる教育としてやるということで、大人が対象になっていないんじやないかなと思います。今まさに犯罪被害者の方たちを攻撃しているのはこどもだけではありませんので、文科省の一般的な学校教育だけじゃなくて、大人を含む生涯教育の中に広めていく必要があるのではと思いまして、この情報モラルの取扱いについて、認識していただければいいかと思い、文科省に御意見をお聞きしたいところです。

もう1点、ソーシャルワークですが、ソーシャルワーク自体は援助技術の上位概念にあると分かりやすいかと思っております。先ほどコーディネーターを作りますというふうにおっしゃっていて、コーディネーター、では何をするのとかどんな技術が要るのというと、いわゆるソーシャルワークという技術の中で、援助技術プラス社会と調整をしていくということだと思います。ソーシャルワーク自体は専門家以外では、新保先生もおっしゃったようにソーシャルワークという言葉自体が社会一般的にどう捉えられているかというと、すごく小さく捉えられている残念な部分もあります。ですので御提案ですが、犯罪被害者支

援のためのソーシャルワークというのを提唱していいんじゃないかなと。

これは今後に向けてということで提案したいというふうに思います。皆さんと同じ意見です。

それからもう1点、デジタライズのことについては、デジタル化することが実は目標ではなくて、台帳化していくことが目的なのではないかと。支援をするためには、シームレスに支援を目的としてもカルテを5年間だけ持って歩けばそれでいいのか、という話になってきますので、住民基本台帳があって行政サービスがどこの市町村に行ったって受けられるように、いわゆる犯罪被害者の台帳化というのをいざれば目指していかないと、先ほどこの中に書いてあることは絵に描いた餅になる。

それを実現するためには、いろいろと情報セキュリティーの問題もあるというのは分かりましたので、将来については、そこについても触れてもいいのではないかと思いました。

○太田議長 情報モラルに関する修文に関しては、これは文科省でしょうか、生涯教育という話も出ておりましたけれども、何か現時点でございますでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐 私が詳細な取組を把握できておりませんので、持ち帰って検討させていただきます。

○太田議長 警察庁、何かございますか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。まず、ICTリテラシーに関しては、情報通信技術に関するリテラシーということに限られると、狭い意味で捉えますと、まさに田村先生のおっしゃるとおりかなと思っています。

他方で、もともと「インターネットリテラシー」という言葉が入らないかということも考えていましたところで、それは恐らく先生の「情報モラル」とあまり変わらないレベルの話かなというように思っているところです。

このインターネットリテラシーの向上に関しては、総務省、法務省、そして文科省と、この3省でそれぞれの所管に応じて、もうかなりの取組をこれまでやってきましたし、今後もそこを更に進めていくということになるのかなと思っています。どんな修文ができるかは各省とも協議したいと思っています。

ソーシャルワークについては、大変勉強になりました。先生方の御指導を踏まえて、また検討させていただきたいと思います。

あと、最後のデジタル化につきましては、デジタル化の対象として、どこを想定してデジタル化を議論するのか、いろんな場面でデジタル化の話が出てきています。まさにできることとできないこと、大きなことと小さなこと、いろんなレベル感があると思うので、そこに応じた対応を、政府全体の取組としてやってまいるのかなと思っております。

○太田議長 武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 どこというわけじゃないんですけど、先ほど自助グループの話が出ました。こういう場所で自助グループは貴重だという話が出るのがとてもうれしかったです。30年近くやってきて、よかったですと思っています。

でも、自助グループを続けるには資金のことが大きな問題となってきます。会を始めたころは、自分たちが作ったグループだから自分たちのお金でやろうと思ってやってきたのですが、それにも限界がありました。その後、預保納付金も頂いたりしてやりましたけど、それも期間がありますので、もらえなくなります。資金がなくなるとやっぱり活動がしくくなっていました。そのことも一緒に考えていただけたらうれしいと思います。

それと、もう一つ遡ると、和氣さんと近藤さんがおっしゃった国民の理解のことです。私も国民の理解がまずはとっても大事だと思っています。

そのことで思うことがあります。今回の第5次計画案にいろいろ書かれているのを見ていますと、支援が進んでいることが分かりとてもうれしいです。でもその反面、何かこう、被害者は要求ばかりしているなど、もちろん、必要なことばかりなのですが、果てしなく、これしてください、あれしてくださいと言っているんじゃないかなと思ってしまうことがあります。また、皆さんもそう思われてしまうのではないかと心配になります。

だから私いつも思うのが、まずは国民の皆さん、関係者の皆さんに本当に皆さんのおかげでこんなに被害者の支援が進んできましたという、感謝がないといけないなと思うのです。どこかに書かれているかもしれないのですが、国民の人にもだんだんと知られてきていますのでその気持ちを大事にしたいです。まず感謝をしてから、その後に、でも、まだまだ計画を進めていくと足りないところが出てきましたのでとお願いしてほしいと思っています。

勝手なことだけ言っている被害者だと見られたくなくて、ちゃんと感謝もしているということを表したいと思うので、意見を言ったり要望するのであれば、まず感謝が必要だなといつも感じています。

それと、国民の集いを月間にすること、すごくいいと思います。これからを期待したいと思います。

けれども今まででは、国民の集いに参加するのは関係者が多かったように思います。どう地域の人たちや学校などに広めるかが問題だと思うので、そこをもっと考えていただいて、本当に期待していますので、月間を頑張っていただきたいと思います。

それともう一つは、私、息子の事件が起きてから約30年になります。先ほどお二人も話されたように、当時は何もなくて、まず、私は、被害者を守ってくれない国に絶望したのです。そのことは、とても辛く苦しい思いでした。その時に私が何をしたかと言いますと、「うち犯罪に遭って大変や」と地域の人にさらけ出したのです。今までの私の性格はそういう性格でなくて、隠したいという性格だったのですが、もう隠し切れないほど、我が家はどんどん荒れていき地獄のような日々だったので、助けを求めていました。今考えると、あの時にさらけ出したことによかったです。その後からずっと地域の人たちが支えてくれているからです。

今書かれているような支援、刑事手続とか、専門の人にしかできないことは別として、その他のことは全てやってもらっているんです。だから、私たち家族は生きてこられたと

思います。もう一つ理由があると思っていて、犯罪被害に遭うと、「私は特別な人になってしまった」と当時思っていました。もうみんなとは違うんじゃないかな、駄目な人間ではないかと、まず思ったのです。

でも、声を上げたことで、みんなが、いつもと同じように関わってくれたので、だんだんと生活を取り戻したんですけど、やっぱり被害に遭うと、駄目な人間ではないかとか、声を上げにくいというのがあるんです。

だから、私は、被害者が困った時に、もっと声を上げやすいような社会づくりが大事だと思っています。もちろん、性犯罪等、公にしてはいけない、慎重に考えないといけない犯罪もありますので、その場合はしっかり守っていただきたいです。その他の事件であれば、犯罪に遭ったことが地域で分かったとしても普通に生きていけるようになってもらいたいんです。私は、そのこともあって30年頑張ってきたのですが、現状は、なかなか声は上げにくいように感じています。ということは支援に届きにくいということだと思うのです。

だから、犯罪に遭ったとしても隠さないでいい、声を上げていいという社会づくり、地域づくり、が大事だというのも知つてもらいたくて話をさせてもらいました。

○太田議長 自助グループに対する支援について、財政的な支援まで書いてはいなかつたと思いますが、今後、どこまで書き込めるかという問題かと思いますので、検討させていただければと思います。

では私から簡単に。重点課題の第4です。通し番号で言いますと4-43です。潜在化しやすい犯罪被害の被害者に対する体制の充実というところで、「気運の醸成に努める」だけではいかにも弱いですという意見を申し上げたら、今度は「一層の醸成に努める」と、ベリーをベリーマッチにしてきただけなので、私が言ったのはこの表現を強めるということではなくて、単に気運を強めるといつても何も進まないので、児童虐待、DV、ストーカー、いろいろ被害の種類ごとに違うので、まとめて書くのは難しいのかもしれませんけど、私が弱いと言ったのは、こういった潜在化しやすい被害の発見とか確認に向けた体制の仕組みの在り方、こういうことについて検討を行うとか、そういう何かもうちょっと具体的な活動につながるようなことを書いていただきたいという意味で弱いと言ったので、こちら辺ももう少し、一歩出ていただければと思います。

それから4-14、これも前申し上げました少年サポートセンターはもちろん補導した少年に対する継続指導がメインの仕事ではあるんですけども、もう一つ重要な業務として被害児童に対する支援といったものが入っているはずなのに、実際に長いこの少年サポートセンターの歴史の中でやっていないセンターがかなり増えてしまっているということです。この4-14のところにあるのは、少年サポートセンターをどこに設置するかとかという話ですが、被害者支援を非常にやっているところもある一方で、全くやっていないところも県によってはあるので、そこをもう少し、少年サポートセンターは、こういった被害児童の支援機能を強化する、充実させるということから始めていただけたといいかなというふ

うに思っております。

それから、こども家庭庁の方で有識者会議が進んでいますので、あまりそこの審議を邪魔するような内容のものは入れられないのですけれども、前も少し申し上げましたように、来年の12月から、学校の教員、従事者、民間の認証機関、予備校や塾ですね、そういうところの認証を受けた人に対しては性犯罪の前科の確認をしなければいけなくなります。

その前に、そういった従事者に対しては、こういった性犯罪の予防教育をしなければいけないということに法律でなっているので、どういったことをすればいいのかということを、こども家庭庁で今検討していますが、こちらに全くそれが入っていないというのもどうかなと思うので、そこを後押しできるように、こういったこどもに対する性犯罪の防止に向けた、従事者等に対する教育の充実に努めるというようなことを書いておいても罰は当たらないのかなというふうに思っております。

それでは、重点課題4と5ですけども、これについては一通り御意見が出たということでおよろしいでしょうか。

それでは、今まで重点課題の1から5まで御議論いただきましたけども、これ以外の、特に今日は資料6として、この計画の全体の、この前の見出しといいますか、一番最初に付くものと、それから後半の体制に関するものも資料6としてお配りいただいておりますけども、この内容も含めての御意見を頂戴したいと思います。

この点について、まず事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料6は、第5次基本計画のうち、これまで御議論いただいた重点課題以外の部分についての案でございます。

この部分については基本法に基づいて記載している部分であり、表現ぶりを含めて、基本的には第4次基本計画の記載を踏襲しております。

まず、1ページ目には5次計画の策定方針、それから計画期間、これを記載しているところです。

2ページ目と3ページ目は、4つの基本方針を記載しております。

4ページ目に重点課題と具体的施策が記載されます。

5ページ目以降は推進体制についての記載となります。この部分につきましては、内容面での記載の修正を行っております。まず、21行目からの（1）「国の行政機関相互の連携・協力」、ここでは、警察庁が犯罪被害者等施策の司令塔として、関係府省庁と連携の上、施策を推進していく旨記載しております。

次に、30行目からの（2）「国と地方公共団体との連携・協力」でございますが、都道府県・市区町村が果たす役割は重要となりますので、昨年の「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえた記載しております。

○太田議長 今日御議論いただきました重点課題の第1から第5までの、前と後ろに入る部分の内容になります。全体の策定方針及び計画期間、基本方針と推進体制ですが、これについて、何か御意見ございますでしょうか。 伊藤先生、お願いいいたします。

○伊藤先生 5ページ、「デジタル化にも配意する」ということが入っているという御説明でしたが、もう少し強い言い方がないかなと思っております。「配意する」とはどういうことかなと考えてしまったので、デジタル化を進めていくために一層検討していくという方向性がはっきり見えてくる書き方になるといいのではないかと思いました。御検討いただけたら幸いです。

○太田議長 ここは修文で御検討いただければと思います。先ほど和氣構成員から出ました、被害者の個人情報の保護の点も、重要な問題でもあります。個別の施策の中に、重点課題の中に入っている部分もありますけども、全体のこの中に、少しそういった要素を含めておいてもいいのかなというふうに、個人的には思いました。これも含めて御検討いただければと思います。

○伊藤先生 すみません、今日言い切れなかつたことや、後で気づいたようなことについては、メモのような形で送らせていただくことでよろしいでしょうか。

○太田議長 はい。何か今日言い残したということがあれば、来週の水曜日までにお寄せいただければと思います。それでは、基本方針等に対する議論は終了とさせていただきます。

今日の議論を踏まえまして、事務局において関係府省庁と連携を取りながら、素案の修正を行っていただければと思っております。関係府省庁におかれましては、大変な点もあるかと思いますけども、何とぞよろしくお願ひいたします。

本日の討議は以上でございますが、次回の会議、その他連絡事項がございましたら、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回会議につきましては、計画案文の検討で通算して5回目となります。本日の御議論を踏まえて、次期基本計画の計画案文全体の素案を再度お示しして、御議論をいただきたいと思います。

日程でございますが、9月16日午後2時からの開催となっております。

次回においては、案文の検討のほかに、関連する政府会議において、この場での御報告ができるものについて、御報告させていただくことも検討しております。そのほか、4次計画の評価についてもお諮りしたいと思っております。

○太田議長 本日は長時間にわたりましたけれども、本日の会議は以上とさせていただきたいと思います。本当にお疲れさまです。ありがとうございました。

それでは、次回もよろしくお願ひいたします。